

不正な申請に 巻き込まれていませんか？

近年、制度を正しく理解せずに助成金を申請してしまった方や事業者(手続代行者)による不正事故が起きています！
助成金受給にあたっては、十分確認をお願いします！

助成金事業に係る注意喚起について

(公財)東京都環境公社が実施する各種助成金は、都民・事業者の税金を財源として実施しており、その適正な執行が強く求められています。

助成金の申請や受給において、虚偽の申告、書類の改ざん、関係者間の取引の偽装など、虚偽や不正、違法な行為があった場合には、助成金の受給の時期を問わず、**厳正に対処いたします**ので、このような行為は絶対に行わないでください。

また、申請にあたっては、助成金の各要綱や法令の規定を遵守してください。

助成金交付確定額等の確認について

助成金交付確定額は、助成対象経費（キャッシュバックがある場合は助成対象経費から除く）に事業ごとに定められている補助率や上限額などを当てはめて算定します。詳しくは、裏面及び各事業の公社HPをご覧ください。

各事業の公社HPはこちら→



- 助成対象経費、助成金交付確定額等に誤りがある場合は、必ず**直ちに公社へ連絡**してください。
- 誤りを認識し、申請を行っていた又は手続代行者に行かせていたことが判明した場合等の不正行為に対しては、**厳正に対処いたします**。

不安や不審な点があれば、クール・ネット東京に相談してください。
03-5990-5372(平日9時-17時)

令和6年度

事業名	補助項目	補助率・補助額	補助上限額	
既存住宅における省エネ改修促進事業	高断熱窓への改修	1/3	100万円/戸	
	高断熱ドアへの改修	1/3	16万円/戸	
	外壁・床等への断熱材の設置(※1)	1/3	100万円/戸	
	高断熱浴槽への改修	1/3	9.5万円/戸	
家庭における蓄電池導入促進事業	蓄電池システム	設置	6.34kWh未満 19万円/kWh(上限95万円) 6.34kWh以上 15万円/kWh ※太陽光発電システムが設置されていない場合は上限120万円/戸	
		DR実証(※2)参加への上乗せ補助	定額10万円/件	
	既存蓄電池へIoT機器の設置	1/2	10万円/戸(DR実証に参加する場合に限る)	
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	V2Hの設置(戸建住宅のみ対象)	1/2	50万円	
		10/10	100万円(太陽光、V2H及びEV/PHVが揃う場合に限る)	
熱と電気の有効利用促進事業	太陽熱利用システム	設置	1/2 55万円/戸	
		更新(補助熱源機)	1/2 10万円/台	
	地中熱利用システム	設置	3/5 180万円/台	
		更新(ヒートポンプエアコン)	1/2 27.5万円/台	
	エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置(※3)	1/3	22万円/台	
家庭における太陽光発電導入促進事業	太陽光発電設備	設置(50kW未満)	新築住宅	3.6kW以下 12万円/kW(上限36万円) 3.6kW超え 10万円/kW
			既存住宅	3.75kW以下 15万円/kW(上限45万円) 3.75kW超え 12万円/kW
		陸屋根の住宅への上乗せ補助	防水工事	既存集合住宅又は既存戸建住宅:18万円/kW
		【防水工事(※4)・架台設置(※5)】	架台設置	集合住宅:20万円/kW 既存戸建住宅:10万円/kW
		機能性PVへの上乗せ補助	5万円/kW、2万円/kW又は1万円/kW	
		更新(パワーコンディショナ)	1/2	10万円/台
上記設備設置に伴いリフォーム瑕疵保険への加入			定額7,000円/契約	

※1 断熱材の設置部位に施工する遮熱塗装は、助成対象経費に含めることができます。

※2 東京都家庭用アグリゲーターと連携して行うデマンドレスポンス(DR)の実証

※3 太陽光発電の電力を利用して昼間沸き上げる場合のみ対象

※4 防水工事は、既存集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

※5 架台設置は、集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

■申請に関する問合せ先

- | | |
|--|--------------|
| ① 高断熱窓/ドア・断熱材・高断熱浴槽(既存住宅における省エネ改修促進事業) | 03-6633-3822 |
| ② 蓄電池システム(家庭における蓄電池導入促進事業) | 03-6633-3824 |
| ③ V2H(戸建住宅におけるV2H普及促進事業) | 03-6633-3823 |
| ④ 太陽熱・地中熱利用システム(熱と電気の有効利用促進事業) | 03-5990-5086 |
| エコキュート・ハイブリッド給湯器(熱と電気の有効利用促進事業) | 03-6737-7005 |
| ⑤ 太陽光発電設備(家庭における太陽光発電導入促進事業) | 03-6633-3821 |

■不正に関する問合せ先

調査担当 03-5990-5372

問合せフォームはこちら➔



※電話番号のかけ間違いが増えております。番号をよくお確かめのうえ、おかけください。